

2022年7月26日

株主の皆さまへ

北海道札幌市東区北八条東4丁目1番20号
サツドラホールディングス株式会社
代表取締役社長兼 CEO 富山 浩樹

「第6回定時株主総会招集ご通知」の一部訂正について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社「第6回定時株主総会招集ご通知」の記載事項に一部訂正すべき項目がございましたので、ここに謹んでお詫び申し上げますとともに、当社ウェブサイトへの記載を持ちまして、下記の通り訂正させていただきます。

敬具

記

【訂正箇所】（訂正箇所は下線で表示しております。）

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由（招集ご通知6ページ）

（訂正前）

（1）株主総会の招集に係る変更

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められました。当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方法を拡充することが株主の皆さまの安全や利益に資すると考えますので、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第13条第2項を追加するものであります。株主総会の開催方法の決定にあたっては、開催の都度、株主の皆さまの権利を最優先とし、感染症や大規模災害等を踏まえた社会的な要請などを考慮のうえ、取締役会の決議により慎重に決定いたします。

（訂正後）

（1）株主総会の招集に係る変更

「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」により、新たに「場所の定めのない株主総会」（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が認められました。当社といたしましては、感染症や自然災害を含む大規模災害や、社会全体のデジタル化の進展等も念頭に、選択可能な株主総会の開催方法を拡充することが株主の皆さまの安全や利益に資すると考えますので、場所の定めのない株主総会を開催できるよう、定款第13条第2項を追加するものであります。株主総会の開催方法の決定にあたっては、開催の都度、株主の皆さまの権利を最優先とし、感染症や大規模災害等を踏まえた社会的な要請などを考慮のうえ、取締役会の決議により慎重に決定いたします。なお、変更案第13条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の皆さまの利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定めるところにより、経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けることを条件として、当該確認を受けた日をもって生じるものとします。

以上